

次世代型太陽電池の普及拡大に向けた実証事業業務委託 質疑回答

	質問	回答
1	実証事業に必要な次世代型太陽電池及び機器・設備等一式は、県で既にご予定されている次世代型太陽電池等があり、一式を提供いただける（本業務の中には設備等の調達やそのコストは含まない）という理解でよいのでしょうか。それとも、受注者が次世代型太陽電池等の調達も行うのでしょうか。	受託事業者が次世代太陽電池等の調達も行うことを想定しています。
2	質問1の回答において受注者が次世代型太陽電池及び機器・設備等一式の調達を行う場合、それらの価格は本業務に含まれるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	質問1の回答において受注後に次世代型太陽電池及び機器・設備等一式の調達を行う場合、入手に要する期間に応じ、仕様書に示される「季節変動を含めた期間」が工期内に確保できるか見通せないと考えますが、状況に応じて工期等の変更はありえるのでしょうか。	実証期間については、受託事業者の提案内容等を踏まえ、県と協議のうえ決定することとしています。
4	実証事業のフィールドとなる工場建屋等については、県で既に事前調整・ご予定されている場所があるのでしょうか。それとも、受注者が選定するのでしょうか。	実証場所については、受託事業者の提案内容等を踏まえ、県と協議のうえ決定することとしています。なお、県で既に事前調整している実証場所はありませぬ。
5	質問4で受注者が選定する場合、工場を保有する事業者との調整は県が実施されますでしょうか。それとも、受注者が実施するのでしょうか。	基本的には受託事業者が調整することを想定しています。
6	実証事業に伴う設置工事・現状復旧工事は、本業務の範疇でしょうか。	ご認識のとおりです。
7	質問6の回答において、設置工事・現状復旧工事が本業務の範疇である場合、実証事業の工事の管理・監理は本業務に含まないという認識でよいのでしょうか。	実証事業の実施に係る設置工事・現状復旧工事に必要な業務については、本業務の範疇になります。
8	質問6の回答において、設置工事・現状復旧工事が本業務の範疇である場合、実証事業の工事の施工は三重県となるという認識でよいのでしょうか。	実証事業の実施に係る設置工事・現状復旧工事は受託事業者が発注することを想定しています。
9	「実証期間中は実証機器等を適切に管理する」とのことですが、実証事業期間における実証場所への常駐は伴わず、現場管理、保安管理（電気事故を防ぐために必要な措置など）については適切と考える水準で技術提案を行うという理解でよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	仕様書に「実証事業に係る事故等には受託者が責任を持って対応」との記載がございますが、一方で、「実証事業を継続するなど、本業務に係る機器を有効活用する場合」も、県との協議によっては、ありえるとの記載となっております。工期後に設置し続ける場合の事故や補償に関しては協議になるものと認識しておりますが、現時点でのお考えございましたらご教示いただけませんか。	本事業終了後に実証事業等を継続した際に事故等が発生した場合は、実証事業を行う事業者が責任を持って対応することになります。
11	仕様書には「原則として再委託は認めませぬ」が、県の承諾を得た場合は可能と記載されております。この承諾を得るための具体的な手続きや要件についてご教示いただきたいです。	業務委託契約書（案）第4条に記載のとおりです。
12	実証フィールドは既に決まっていますでしょうか。受託者から提案し、貴県との協議の上決まるのでしょうか。	実証場所については、受託事業者の提案内容等を踏まえ、県と協議のうえ決定することとしています。なお、県で既に事前調整している実証場所はありませぬ。
13	パネルメーカーについて、貴県からご指定など既に決まっておりますでしょうか。	指定はありませぬ。